

「第1回ばあとなあ山口全体会議

・第1回弁護士会との連絡協議会」を開催しました。



平成26年4月19日(土)12時30分から山口県身体障害者福祉センターで、第1回ばあとなあ山口全体会議が開催されました。会議にはばあとなあ会員36名が出席し、審議事項・報告連絡事項の終了後、各圏域に分かれて情報交換などを行いました。

14時30分からは、第1回弁護士会との連絡協議会が開催され、弁護士10名の方が参加されました。

内山傑史弁護士より「法テラス」について紹介があり、その後、石原詠美子弁護士から、「安心した老後を過ごせるように 高齢者と高齢者を支える方に知っておいてほしい法律～任意後見から遺言書まで～」というテーマで勉強会が行われました。

テーマ

「知ってほしい法律～任意後見から遺言書まで～」

①元気なうちに「任意後見と」「遺言書作成」をしておいてほしい。

○任意後見をしておく意味

- ・任意後見受任者が後見（法定後見開始＋任意後見監督人選任のいずれも）の審判申し立てをすることができる。
- ・本人の意思を尊重できる。
- ・死後事務処理ができる。

○遺言書を作成しておく意味

（遺言書とは…本人が元気なうちに、死後の財産処分の内容を書き残した書面。）

- ・本人の意思を尊重できる。
- ・残された相続人が遺産相続の紛争に巻き込まれない。
- ・遺言執行者（民法1006条）を決めることができる。



②「任意後見」をしておく本人も本人を支える人も安心

○任意後見をしていれば、任意後見人が本人の意思を尊重して、財産管理と身上監護ができる。本人と本人を支える人、両方とも安心である。

③本人の意思を尊重し、紛争を予防するに「遺言書」が必要。

○紛争が起きた場合、遺産分割審判には時間とお金がかかるため、精神的にも身体的にも苦痛。とても大変である。高齢者本人だけでなく、高齢者を支える方も法律上正しい処理ができるため、安心である。

④自筆証書遺言より公正証書遺言の方が安心。

○公正証書遺言を作成する意味

- ・遺言書が無効になりにくい。
- ・遺言作成能力につき争いが生じにくい。

今回、任意後見制度とはどのようなものなのかから始まり、その意義や特徴について知ることができました。また、遺言書の種類、内容やその意味について触れ、後見活動として必要な知識を得ることができました。勉強会終了後の質疑応答では出席者



から多くの質問と活発な意見交換がなされました。

今後も各圏域での勉強会においても、成年後見活動を行う上での課題について意見交換を行っていき、より質の高い後見活動を実践していくことを確認して、会議を終了しました。

～お知らせ～

① 次回以降の定例会議、弁護士会との連携

- | | |
|-------------------|---------------|
| 第2回 平成26年8月2日(土) | 第2回弁護士会との連絡会議 |
| 第3回 平成26年12月6日(土) | 第3回弁護士会との連絡会議 |
| 第4回 平成27年1月31日(土) | |

～お知らせ～

② 各圏域勉強会の実施状況

下関圏域

- 3ヶ月に1回実施。地域包括支援センターや社会福祉協議会など参加者拡大を予定。
次回は平成26年5月30日18：30～勤労福祉会館の予定。
内容は事例検討など

宇部圏域

- 3ヶ月に1回実施。(6, 9, 11, 3月予定)
内容は遺産の引き継ぎや相続についてなど、検討中。

山口・萩圏域

- 年4回実施予定。(6, 9, 11, 3月予定)
地域包括支援センターや社会福祉協議会など参加者拡大を予定。
次回は6月21日(土)14：00～16：00 会場：山口県弁護士会

周南圏域

- 全体会議のない月に月1回実施。
次回は5月22日(木)19：00～21：00 会場：周南保健センター
内容：戸籍について。

岩国圏域

- 年4回開催予定。
次回は6月 岩国福祉会館にて実施予定。(日にち未定)
その都度メールリングリストにてお知らせします。